介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ

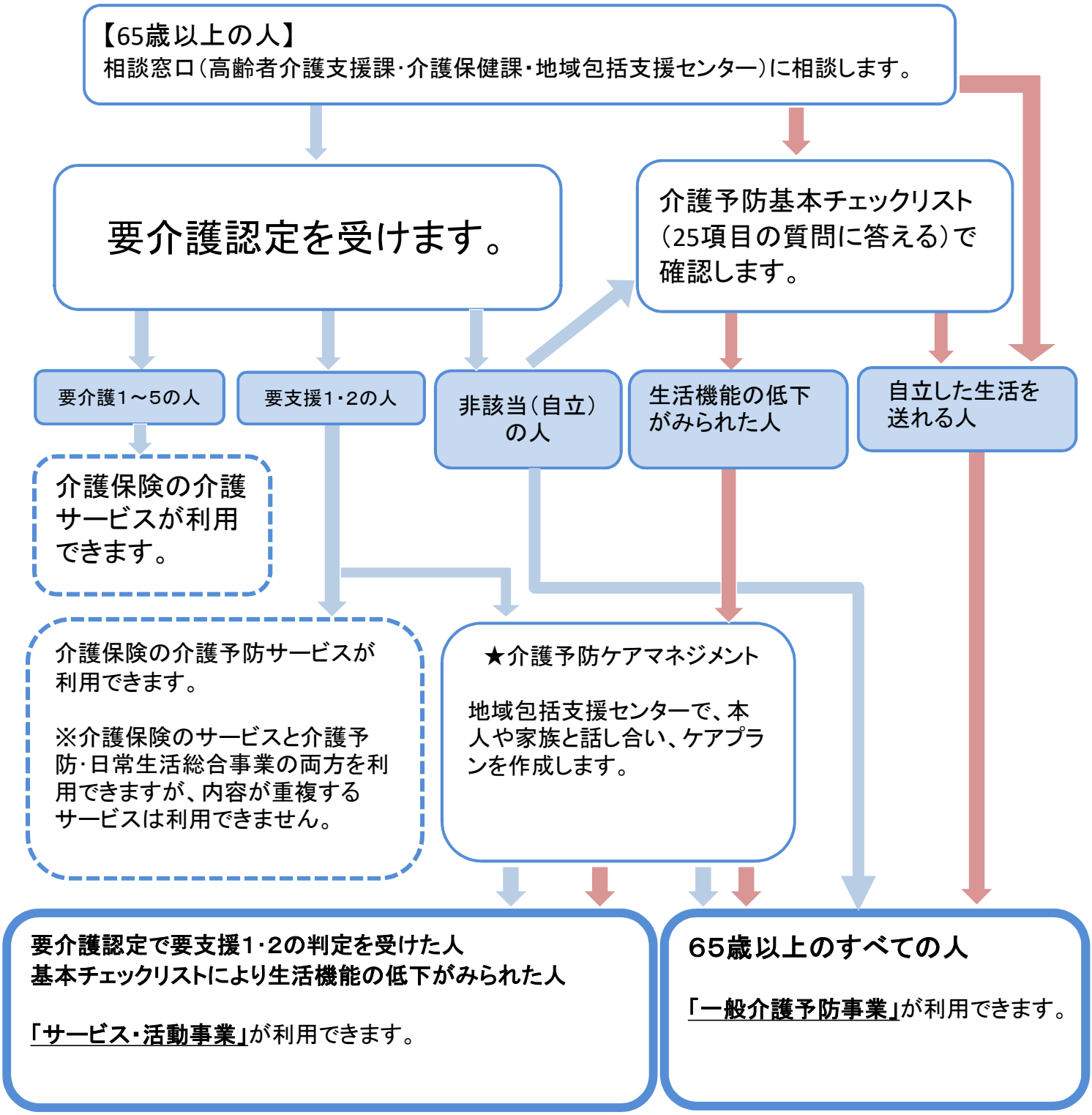

＊心身の状況や利用したいサービスによっては、要介護認定（新規・更新）を受けずに、介護予防基本チェックリストの確認のみで、サービスを利用することができるようになります。
＊「サービス・活動事業」の通所型サービスを利用する場合には、「通所型サービス診断票」により身体の状態に合った通所型サービスをご案内します。